



2020年5月29日

各位

会社名 日本紙パルプ商事株式会社
 代表者名 代表取締役社長 渡辺 昭彦
 (コード番号 8032 東証第一部)
 問合せ先 執行役員 管理本部 本部長
 藤井 賢一郎
 (TEL 03-3534-8522)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月29日開催予定の第158回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

機動的な配当政策及び資本政策を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするよう、現行定款第44条（剰余金の配当）に替えて変更案第43条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、現行定款第45条（剰余金の配当の基準日）を変更し、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び同第46条（中間配当）を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第7条 (自己の株式の取得) <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条～第43条 (条文省略) 第44条 (剰余金の配当) <u>当社の剰余金は、株主総会の決議により配当する。</u> (新設)	第7条～第42条 (現行どおり) (削除)
第45条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新設)	第43条 (剰余金の配当等の決定機関) <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u>
2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	第44条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
第46条 (中間配当) <u>当社は、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (削除)
第47条 (条文省略)	第45条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月29日（予定）

定款変更の効力発生日 2020年6月29日（予定）

以上